

総社市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月11日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第26号

総社市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

総社市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成17年総社市規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>第19条の2 略</p> <p>2 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、半日勤務時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該半日勤務時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。</p> <p>（介護時間）</p> <p>第19条の3 略</p> <p>2 <u>育児休業法第19条第1項の規定による同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日の介護時間については、1日につき2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。</u></p> <p>（休暇事由の確認）</p> <p>第26条 略</p>	<p>第19条の2 略</p> <p>2 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、<u>始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した半日勤務時間</u>（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該半日勤務時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。</p> <p>（介護時間）</p> <p>第19条の3 略</p> <p>2 <u>介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（総社市職員の育児休業等に関する条例（平成17年総社市条例第31号）第20条第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）</u>を超えない範囲内の時間とする。</p> <p>（休暇事由の確認）</p> <p>第26条 略</p>

改正後	改正前
<p><u>(条例第17条の2第2項の規則で定める期間)</u> <u>第26条の2 条例第17条の2第2項の規則で定める期間は、同項に規定する対象職員の子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までの期間とする。</u></p>	

附 則
この規則は、令和7年10月1日から施行する。